

県南広域振興局長告示第99号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北上川東部土地改良区（奥州市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年7月3日

県南広域振興局長 田村均次

1 就任

監事

千葉一夫 西磐井郡平泉町長島字境田59番地

菊地榮作 奥州市前沢区生母字南羽毛5番地10

千葉睦夫 " " " 字町30番地

2 退任

監事

畠山寛二 西磐井郡平泉町長島字山王5番地

菊地榮作 奥州市前沢区生母字南羽毛5番地10

千葉睦夫 " " " 字町30番地